

各工場に於て平素一二名宛の徒勞を養成せられたし

(但し桶工徒勞を養成せざるときは會社直營の桶工のために漸次桶工に驅逐せらるゝによる)

四、年末賞與最低限數制限の件

最低を賃金の一箇月分とせられたし

五、入社より熟練工に達する期日制定の件

總て職工は入社四年を経過するときは熟練工(本工)とせられたし

六、日雇工に對し工員扶助規定全部適用の件

現在の半額を全額とせられたし

會社は此要求に接し色々協議したる結果、四月二十八日交渉委員小岩井外五氏を招いて會社代表並木氏より會社の現状と財界混亂の實狀を説いて要求條件の撤回を希望したので、交渉委員は會社が待遇改善の具體案を示さるゝならば之を撤回するも差支なしと應答して第一回の會見を終つた、四月三十日再會見無爲、五月二日第三回會見に於て會社は左の如き回答案を示したのである

第一項については(イ)健康保險組合の掛金を勞資共各百分の一、五なるを今後會社の負擔を百分の二、〇に増額し従業員の負擔を百分の一、ミなすべし(ジ)明年の昇給時に際しては相當の考慮を拂ふであらう(ハ)殘業を行ふ様にしては如何第二項は應じ難し

第三項は希望に副ひ難し

第四項はなるべく多く出し度い積りである

第五項はなるべく希望に副ふ様に努めたいと思ふ

第六項は承認する

同日は再考を約して四日第四回の會見が行はれたが會社側の回答は前述の通りであつたため交渉不調に終つた。
翌五日組合側は支部總會を開いて改めて左の如き提案を決議した。

要求條項に對する調査會設置

一、勞資及第三者各同數の委員によりて構成する(ミ)第三者は勞資の協議によりて定める

二、要求條項が妥當なるや否やの調査を行ふ(ニ)

三、勞資は此決定に従ふ(ロ)

四、此委員會構成に關する細目は勞資の協議によりて定める(ヘ)

七日右の提案に對して會社は之を拒絶した。

十日第七回の會見も勞資共に相譲らず遂に交渉決裂して將に總罷業行はれんかの状態に陥つたのである。

協調會は本問題の當初より深遠の注意を以て其成行を視察しておりしが、偶々財界未會有の大混亂と共に政局の變動を來たし社會の上下を擧げて人心不安の極に陥つて來たので、此際罷業等のあるに於ては如何なる事變の惹起せらるゝやも豫測すべからざるを憂へ、勞資の双方に説くに自重ミ反省ミを以てし極力本爭議の爆發を未然に防がんミ努力したのであるが幸ひにして勞資共に時局の重大なるを憂へて總同盟關東勞働同盟會並に總同盟本部主任中央委員西尾末廣氏は野田支部に